

生徒との連絡手段に関するガイドライン

北海道池田高等学校

1 趣旨

近年、電子メールや SNS 等を介した生徒とのやり取りに端を発した事件・事故が数多く起こっている。こうした状況を鑑み、本校における教職員と生徒との間の連絡手段に関するガイドラインを次のように定める。

2 適用対象

- (1) 携帯電話・スマートフォン・パソコン等を利用した通話や電子メール
- (2) LINE・フェイスブック・ツイッター等の SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）
- (3) その他、教職員と生徒の間の個人的連絡を仲介すると思われるものすべて

3 具体的内容

- (1) 【使用場面の限定】 上記2に該当するものを生徒との間に使用するのは、以下の場合に限定する。
 - ① クラス担任が自クラスの生徒に対して発する場合（後日クラスにおいて口頭などで連絡できるものを除く。）
 - ② 部活動・外局の顧問が自らが担当する部局の生徒に対して発する場合（後日の活動において口頭などで連絡できるものを除く。）
 - ③ 上記以外の場合においては、連絡をとる生徒の保護者が、その事実について承諾している場合に限る。
 - ④ 使用する時間帯についても、良識にてらして、これに配慮する。
- (2) 【内容の限定】 使用する内容は、以下に限定する。
 - ① 教職員からの連絡は、予定連絡や確認など一方的事務連絡のみとし、相談のような双方向のやり取りは、学校において対面した上でおこなう。
 - ② 生徒からの連絡も、欠席等の事務連絡のみとし、それ以外は学校において対面した上でおこなう旨、生徒に説明する。

4 注意事項

- (1) 本ガイドラインを設定したことやその内容を生徒・保護者に速やかに伝え、理解と協力を求めるものとする。
- (2) 本ガイドラインの適切さや有効性を常に検証し、改善が必要な場合は速やかにそれをすすめるなど、よりよいものとするよう努める。